

通知貯金規定

(令和3年4月1日現在)

1. (貯金の支払時期等)

- (1) この貯金は、預入日から7日間の据置期間経過後に利息とともに支払います。
- (2) 第4条第3項による場合を除き、この貯金の解約にあたっては、解約する日の2日前までに通知を必要とします。

2. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳扱いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、この貯金の証書と引換えに、当店で返却します。

3. (利 息)

- (1) この貯金の利息は、預入日から解約日の前日までの日数について店頭に表示する毎日の通知貯金の利率によって計算します。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。
- (2) この貯金を据置期間中に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通貯金の利率によって計算し、この貯金とともに支払います。
- (3) この貯金の付利単位は1円とします。

4. (貯金の解約)

- (1) この貯金を解約するときは、当組合所定の通知貯金解約申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。
- (2) 前項の解約の手續に加え、当該貯金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合所定の本人確認資料の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。
- (3) この貯金は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。

① 貯金者が貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A 暴力団
- B 暴力団員
- C 暴力団準構成員
- D 暴力団関係企業
- E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F その他前各号に準ずる者

③ 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A 暴力的な要求行為
- B 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
- E その他前各号に準ずる行為